

藤沢市健康経営優良法人認定取得事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、健康経営のさらなる推進を図ることを目的に、経済産業省の健康経営優良法人認定申請に係る経費に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康経営優良法人 経済産業省が主催する健康経営優良法人認定制度において、認定された法人。従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けている法人のことをいい、日本健康会議が認定する者
- (2) 大規模法人 健康経営優良法人の大規模法人部門（ホワイト 500 を含む）に申請をして認定を受けた者
- (3) 中小規模法人 健康経営優良法人の中小規模法人部門（ブライト 500・ネクストブライト 1000 を含む）に申請をして認定を受けた者

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者は、市内に本社が所在する大規模法人又は中小規模法人として健康経営優良法人の申請をした法人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 健康経営優良法人 2025 以降に、新たに健康経営優良法人の認定を受けた者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 過去に本補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、健康経営優良法人の認定に係る申請料とする。

(補助金額)

第 5 条 補助金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 大規模法人 健康経営優良法人認定に係る申請料の 1 / 2
- (2) 中小規模法人 健康経営優良法人認定に係る申請料の 10 / 10

(3) 補助金の額を算出するにあたり、100円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てた額とする

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項ただし書の規定により、事業の完了後、健康経営優良法人認定取得事業補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 健康経営優良法人の認定を受けたことを示す書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に示す書類の提出は、認定を受けた日の翌年度の初日から60日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、健康経営優良法人認定取得事業補助金交付等決定通知書(第2号様式)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき

(事業実績報告)

第10条 規則第8条の規定にかかわらず、第6条で定める申請書の提出をもって、規則第8条の規定による事業実績報告書に代えるものとし、提出は省略する。

(備付帳簿)

第11条 規則第9条に規定する関係書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年

度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。